

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

安芸高田市水道課より大切なお知らせ

2019年10月1日より
指定給水装置工事事業者は
5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されました。

- 指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります。
※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、
初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

指令番号	指定を受けた日	初回更新までの有効期間
1~188	H15.4.1~ H19.3.31	令和4(2022)年9月29日まで
189~212	H19.4.1~ H25.3.31	令和5(2023)年9月29日まで
213~	H25.4.1~ R1.9.30	令和6(2024)年9月29日まで

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、郵送にて通知をします。
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

- 指定更新の要件は水道法第25条の3(指定の基準)を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

- ◎指定更新申請時に下記項目の確認を行う予定です。

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- ①指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ②指定給水装置工事事業者の業務内容
(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- ③給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

- 更新申請に必要な書類等

- ①様式第1 指定申請書
- ②様式第2 誓約書
- ③様式第3 技術者選任届出書
- ④機械器具調書
- ⑤定款および登記事項証明書(法人の場合)
または住民票の写し(個人の場合)
- ⑥給水装置工事主任技術者免状
または技術者証の写し
- ⑦工事経歴書
- ⑧印鑑証明書

別途、指定更新手数料10,000円が必要になります。

◇更新申請についてのお問い合わせは
安芸高田市水道課 TEL:0826-47-1203